

海 外

米 州 諸 国

◇米国通商代表部、スーパー301条に基づく交渉優先国等を発表

米国通商代表部(United States Trade Representative)は、5月25日、1988年包括通商法(Omnibus Trade Act of 1988)第1302条(いわゆる「スーパー301条」^(注))に基づき、わが国をはじめとする3か国を、不公正な貿易慣行を有し、USTRが自由化交渉を優先的に行う「優先国(priority countries)」として認定し、6分野を「貿易自由化優先項目(trade liberalization priorities)」として特定したことを発表。

〈注〉スーパー301条は、1989年、90年の両年に、USTRに対して「外国の貿易障壁に関する年次報告書」を議会に提出し、その後30日以内に「貿易自由化優先項目」を特定することを定めている。今回のUSTRの発表は、本年4月28日に発表された同年次報告書を受けたもの。

具体的な内容は、以下のとおり。

対象国	優 先 交 渉 項 目
ブラジル	輸入数量規制(輸入禁止、輸入ライセンス制を含む)
日 本	人工衛星およびスーパーコンピュータ分野での政府調達における外国企業の排除行為 技術的な貿易障壁(木材製品の基準認証制度)
イ ン ド	貿易関連投資規制 サービス貿易の障壁(外国保険会社に対する市場の閉鎖性)

なお、上記決定と並行して、ブッシュ米大統領は、国務長官、財務長官、USTR代表に対して、関係閣僚で構成するハイレベルの委員会を組織し、日本と構造調整問題(構造的な貿易障壁、国際収支調整、談合や市場割当てといった非競争的な慣行)について交渉を行なう方針であることを表明。

◇西ドイツ政府、利子所得源泉税廃止法案を閣議決定

1. 西ドイツ政府は、5月10日、利子所得源泉税廃止にかかる法案(「1990年税制改革修正法案」)を閣議決定した。本法案は、同日連邦議会上程され、同議会、連邦参議院の審議を経た後、6月に成立。

本件は、4月27日の政府施政方針演説でその方針が明らかにされていたもの(平成元年5月号「経済要録」参照)であるが、今回決定された細目は、以下のとおり。

(1) 利子所得源泉税を89年7月1日より廃止する。

——89年1～6月の既支払い分については、本年の確定所得申告時に要支払い税額から相殺するかたちで調整を行う(利子所得源泉税納税証明書を提出の要)。

(2) 生命保険の配当所得にかかる源泉税(所得税の対象外とされている期間12年超の保険配当のみが対象)については、89年1月1日に遡及して廃止する。

——本配当所得については、88年末までと同様原則非課税扱いに戻す。なお、既支払い分については生保各社を通じて全額返済。

(3) 利子所得の非課税枠を引上げる(独身者:300マルク→600マルク、既婚者:600マルク→1,200マルク)こととし、89年1月1日に遡及して実施する。

2. ワイゲル蔵相は、閣議終了後の記者会見の席上、本決定について次のとおりコメント。

(1) 利子所得源泉税の導入は、明90年の税制改革の効果を台無しにする結果となった。今回の決定は、同税導入が、西ドイツからの大量の資本流出をもたらしている現状等にかんがみ、財政面ばかりではなく、国民経済的な観点を踏まえてなされたものである。また、この決定にあたっては、ブンデスバンクを始めとする金融機関のアドバイスをも考慮に入れた。

(2) 本措置により、税収は50億マルク弱の減収(うち利子所得源泉税分32億マルク)となるが、好景気・企業収益の好調持続を映じた法人税等の自然増収(61億マルク)により相殺可能とみている。

(3) 西ドイツ政府としては、コール首相が言明したとおり、今後EC内の貯蓄税制統一化のために努力していく方針であるが、ルクセンブルク、英国、ベルギー、オランダが源泉税の導入を拒否している現状からみて、当面2～3年以内に統一源泉税の導入について合

意が得られることは、まずないものとみている。

また、銀行に対する預金利子支払い状況報告の義務付けも、現実的な解決手段ではないと考えており、我々としては、加盟各国税務当局間の協力体制強化等の方向を模索していく方針。

いずれにせよ、貯蓄税制の統一化はE C市場統合の法的な前提条件となるものではない。

◆英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ベースレートを引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(Nat. West, Barclays, Midland, Lloyds)は、5月24日、英蘭銀行の市場金利引上げ誘導措置(注)に追随してベースレートを1.0%引上げ、14.0%とする旨決定した(即日実施)。今回の利上げは、1988年6月初め以降の今次利上げ局面において10度目の措置(累計引上げ幅6.5%、前回の変更は88年11月25日<12.0%→13.0%>)。なお、ベースレート14.0%は85年3月以来4年2か月ぶりの高水準。

(注) 英蘭銀行は、24日午前、当日の市場資金不足の調節を、金利引上げを誘導する目的から、従来比1.0%高い14.0%でのdiscount house向け貸出により行う旨発表(同日午後貸出を実行)。

◆スイス中央銀行、変動ロンバート・レートを導入

1. スイス中央銀行(以下S N B)は5月25日、ロンバート・レートの水準を、日々の市場金利水準に連動させる、「変動ロンバート・レート」制度を導入し、翌26日より実施する旨発表した(公定歩合は現行の4.5%のまま据置き)。

本措置の概要は、以下のとおり。

- (1) 毎営業日のロンバート・レートは、前2営業日のコール・レート翌日物金利の平均値に1%を加えた水準とする(1/8%刻みの最も近い水準にラウンド)。
- (2) S N Bは、毎営業日の午前9時前に、当日のロンバート・レートを発表。

2. 本決定に関する同行発表のプレス・コミュニケの内容は、以下のとおり。

「ロンバート貸出は、個々の金融機関の例外的な資金需要のための手段であり、したがってロンバート・レートは、短期市場金利水準を明確に上回るべきものである。過去数か月間、短期市場金利とロンバート・レートの乖離は大きな変動をみたが、変動ロンバート・レートの導入により、かかる乖離は予見可能となったことから、市場参加者のより慎重な行動が期待される。S N B

としては、本措置により、金融機関の流動性のコントロールに一層の努力を払うとともに、物価安定を主眼とする金融政策運営の継続を再確認するものである。」

アジア・太平洋諸国

◆マレーシア、法定支払準備率を引上げ

マレーシア中央銀行(バンク・ネガラ・マレーシア)は商業銀行等金融機関に対する法定支払準備率を次のとおり一律4.5%に引上げる旨決定し、5月1日付で実施した。

商業銀行：3.5%(1986/10月以降)→4.5%(引上げ幅+1%)

マーチャントバンクおよびファイナンスカンパニー：3.0%(86/2月以降)→4.5%(同+1.5%)

今次措置は物価が内需拡大に伴う製品需給引締まりを背景にジリ高傾向をたどっている状況(消費者物価前年比、88/7~9月+2.4%→10~12月+3.3%→89/1~2月+3.4%)にかんがみとられたもの(これに伴う市中からの流動性吸収額は約9.26億リング)で、あわせて従来業態により差のあった支払準備率を一本化することにより、金融機関相互間での競争を促進することも狙いとされている。

◆フィリピン、中期経済計画を発表

フィリピン政府は3月15日、中期経済計画(1989~92年)を発表した。本計画はIMFによる対フィリピン新規信用供与(総額946.9百万SDR<約13億米ドル>)の前提としてフィリピン当局がかねてより策定作業を進めてきたもので、公共投資の拡大等により高めの成長率維持を図る一方で、国営企業の民営化や徴税強化等により、財政赤字の削減を打ち出した点が特徴となっている(IMFも5月22日の理事会において本計画を正式承認)。本計画の概要は以下の通り。

(1) 主要政策目標

- ① 高めの経済成長率維持(実質G N P成長率、89~92年年率+6.5%<88年実績+6.7%>)
- ② インフレ抑制(消費者物価前年比上昇率、88年実績+8.8%→92年+5~6%)
- ③ 対外債務負担の軽減(対外債務の対G N P比率を88年の72.2%から92年には52.1%に引下げ)

〈主要経済指標計画値〉

(%)

	87年	88	89	90	91	92
	(実績値)		(計画値)			
実質GNP(前年比)	5.9	6.7	6.5	6.5	6.5	6.5
消費者物価(前年比)	3.8	8.8	8	6~7	5~6	5~6
公共投資/GNP	3.6	3.4	4.2	4.7	5.6	5.8
中央政府財政赤字/GNP	2.9	3.1	1.6	0.9	0.9	1.4
対外債務/GNP	83.4	72.2	66.7	61.2	56.3	52.1
デット・サービス・レシオ	35.4	33.7	33.8	32.2	31.0	29.4

(2) 具体的な政策運営方針

(イ) 財政金融政策

- ① 財政政策……社会資本整備等のため公共投資拡大を図る一方、徴税強化や公務員人件費の抑制等経常支出削減により財政赤字の対GNP比率引下げを図る方針(88年実績3.1%→92年1.4%)。
- ② 金融政策……インフレ抑制の観点から引締め気味のスタンスを堅持する方針(広義マネーサプライ前年比、88年実績+20%→92年+13~14%)。

(ロ) 各種構造改善策

- ① 直接投資導入の促進……海外からの直接投資導入を促進するため、直接投資にかかる手続や規制を大幅に簡素化。
- ② 公営企業部門の改革……91年末までに公営企業の民営化を完了させるとともに、政府補助金の削減を実施。
- ③ 金融部門の改革……政府系金融機関の合理化、民営化を推進するほか、銀行監督体制の整備、預

金保険機構の拡充等を実施。

- ④ 輸入制限の撤廃……個別輸入制限を撤廃し、関税中心型の貿易政策に移行。
- ⑤ 農業改革……農地改革(88/6月施行)の推進(地主の土地所有制限による自作農の創出等)。
- ⑥ 環境対策……森林保護のため、樹木伐採ライセンスの見直し等を検討。

◆豪州、公定歩合(財務省ノート再割引レート)を引上げ
オーストラリア準備銀行は、5月25日、公定歩合(中央銀行による財務省ノート<13週物>再割引レート)を17.3%から17.6%に引上げた。今回の引上げは、①内需の拡大を背景に景気がやや過熱気味に推移していること(実質GDP成長率前年比1988/7~9月 3.4%→10~12月 4.6%→89/1~3月 5.4%)、②経常収支赤字が引続き高水準にあること(経常収支赤字<億米ドル>1989/2月△10<前年△8>→3月△13<同△9>→4月△10<同△4>)等にかんがみ実施されたもの。なお、本レートの引上げは、4月27日以降今回で5週連続実施されており、本年に入ってからでは今回が10回目(昨年7月以降の通算では20回目<累計引上げ幅+5.1%>)。